

国立大学法人東京外国語大学グローバル・キャリア・センター規程

〔平成23年3月29日
規則第16号〕

改正 令和2年4月28日規則第47号 令和5年2月28日規則第72号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、グローバル・キャリア・センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学学生のキャリア形成支援及び就職支援に関する方策の策定、実施並びにキャリア形成に必要な情報を収集かつ提供し、学生が最適な就職活動を展開するための支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 学生のキャリア形成に向けての方策・実施に関すること。
- (2) 学生への企業・官公庁等のキャリア情報提供に関すること。
- (3) キャリア教育に関わる研修会、セミナー、講演等の実施に関すること。
- (4) 就職先企業の開拓に関すること。
- (5) その他学生のキャリア支援及び就職支援に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) アドバイザー
- (3) その他必要と認める職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学専任教授のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(センター長代理)

第6条 センター長は、必要があると認めるときは、本学教職員のうちから、学長の同意を得て、センター長代理を置くことができる。

2 センター長代理は、センター長を補佐してセンターの業務を掌理し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

3 センター長代理の任期は、学長が任期を指定する場合を除き、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長代理に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター運営会議)

第7条 センターに、センターの業務に関する重要事項を審議するため、センター運営会議を置く。

2 センター運営会議は、次に掲げる重要事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関する事項
- (2) 学生のキャリア形成支援に関する事項
- (3) 学生の就職支援に関する事項
- (4) その他センター運営に関する事項

第8条 センター運営会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) センター長
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) センター長が指名するアドバイザー
- (4) 本学の教職員のうちからセンター長が指名する者

2 センター長は、センター運営会議を招集し、その議長となる。

3 センター運営会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 センターに関する庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センターにおいて別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月28日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学グローバル・キャリア・センター規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。